

自動車税

この税金は、自動車という財産にかかる財産税の一種ですが、自動車を運行することにより道路を損傷させるため、その維持費を負担してもらうという性格も持っています。

(注) 令和8年4月1日より自動車税環境性能割は廃止され、自動車税種別割は「自動車税」に名称変更されました。

納める人

県内に主たる定置場のある自動車（軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車などと大型特殊自動車は除かれます。）を所有している人（割賦購入の自動車については、買主）

納める額

下の表は主なものの年税額です。このほかバスや特種用途車などについても、乗車定員や用途などによって税額が決まっています。（令和元年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車は新税率で課税されます。）

区 分		営 業 用	自家用(旧)	自家用(新)
乗 用 車	排気量 1ℓ以下	7,500	29,500	25,000
	〃 1ℓ超 1.5 〃	8,500	34,500	30,500
	〃 1.5 〃 2.0 〃	9,500	39,500	36,000
	〃 2.0 〃 2.5 〃	13,800	45,000	43,500
	〃 2.5 〃 3.0 〃	15,700	51,000	50,000
	〃 3.0 〃 3.5 〃	17,900	58,000	57,000
	〃 3.5 〃 4.0 〃	20,500	66,500	65,500
	〃 4.0 〃 4.5 〃	23,600	76,500	75,500
	〃 4.5 〃 6.0 〃	27,200	88,000	87,000
	〃 6.0 〃	40,700	111,000	110,000
電気自動車		7,500	29,500	25,000

区 分		営 業 用	自 家 用
ト ラ ッ ク	最大積載量 1 t 以下	6,500	8,000
	〃 1 t 超 2 〃	9,000	11,500
	〃 2 〃 3 〃	12,000	16,000
	〃 3 〃 4 〃	15,000	20,500
	〃 4 〃 5 〃	18,500	25,500
	〃 5 〃 6 〃	22,000	30,000
	〃 6 〃 7 〃	25,500	35,000
	〃 7 〃 8 〃	29,500	40,500
	〃 8 〃 9 〃	34,200	46,800
	〃 9 〃 10 〃	38,900	53,100
	〃 10 〃 11 〃	43,600	59,400
	〃 11 〃 12 〃	48,300	65,700

(単位 円)

申告と納税

◆申 告

自動車を購入・譲受・廃車したり、その他自動車の登録事項を変更した場合には、運輸支局にその旨の登録をすると同時に申告しなければなりません。

◆納 税

- 賦課期日（4月1日）現在において自動車を所有している人は、6月上旬に送付される納税通知書により6月30日（休日の場合は翌日）までに納めます。
- 賦課期日後において新規登録をした場合は、登録時に申告し月割で計算した税額を納めます。（納めた印として、証紙代金収納計器により申告書に税額の表示を受けることになっています。）
- 賦課期日後に自動車を抹消登録したときは、税額を月割で計算し、減額（還付）することになります。

継続検査・構造等変更検査（車検）窓口での自動車税納税証明書の提示を省略できます！

継続検査・構造等変更検査（車検）の際の自動車税の納付確認は電子化されており、窓口での自動車税納税証明書の提示を省略できます。

(注1) 検査を受けようとする自動車について自動車税の滞納があると、検査を受けることはできません。

(注2) 自動車税を納付後、納付情報がシステムに反映されるまで日数を要する場合がありますのであらかじめご了承ください。

令和8年度自動車税のグリーン化について

地球温暖化防止と大気汚染防止の観点から、排出ガス及び燃費の性能の優れた「環境に対する負荷の小さい自動車」については税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した「環境に対する負荷の大きい自動車」については税率を重くする特別措置が平成14年度の課税から実施されています。

1 税率の軽減

- 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に新車新規登録がされた次の自動車は、令和8年度の1年間に限り、税率が軽減されます。

対 象 と な る 自 動 車	軽減の割合
電気自動車（燃料電池自動車を含む。）、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車	概ね75%
平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成、かつ、令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成営業用乗用車（ガソリン車、LPG車）	
平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合、かつ、令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成営業用乗用車（ディーゼル車）	

- 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に新車新規登録がされた次の自動車は、令和9年度の1年間に限り、税率が軽減されます。

対 象 と な る 自 動 車	軽減の割合
電気自動車（燃料電池自動車を含む。）、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車	概ね75%

《軽減が終了する自動車》

令和6年度に新車新規登録された自動車で令和7年度に軽減の対象となっていた自動車は、令和8年度から通常の税率で課税されます。

2 税率の重課 次の自動車については、自動車税が概ね10～15%重課されます。

- ガソリン車及びLPG車にあつては、新車新規登録から13年を超える自動車
- ディーゼル車にあつては、新車新規登録から11年を超える自動車
- 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は除きます。

重課開始年度	対 象 と な る 自 動 車		重課割合
令和8年度	ディーゼル車	平成27年3月31日までに新車新規登録されたもの	概ね15% バス及びトラックは、概ね10%
	ガソリン車及びLPG車	平成25年3月31日までに新車新規登録されたもの	
令和9年度	ディーゼル車	平成28年3月31日までに新車新規登録されたもの	
	ガソリン車及びLPG車	平成26年3月31日までに新車新規登録されたもの	



知っていますか？

**自動車税をめぐるトラブルが多く発生しています。
こんなことに気をつけて、快適にドライブしましょう。**

手放した自動車の 納税通知書が届いた！

自動車を譲渡したり下取りに出したときには必ず運輸支局等で移転又は抹消の登録（申請）をしてください。

（注）3月31日までに手続きが行われない場合には、翌年度も課税されますので、必ず手続きをしてください。

自動車を譲ってくれた 友人に納税通知書が 届いた！

運輸支局等で移転の登録はしましたか？

自動車税は、4月1日現在の登録名義人である所有者（所有権留保付自動車の場合には使用者）に課税されますので、3月31日までに移転の登録が行われていないと元の所有者（使用者）に課税されます。

引っ越して住民票を 移したのに納税通知書が こない！

住民票を移しても車検証の住所は変わりません。管轄の運輸支局等で車検証の住所を変更してください。その際、住所の表記はくわしく正確に。
（日本郵便株式会社の転送期間は1年間ですので、運輸支局等で手続きをしないと納税通知書が届かないことがあります。）

壊れて動かなくなっている自動車に 税金がかかっている！

1日も早く、管轄の運輸支局等で抹消の登録をしてください。

抹消の登録をすれば登録した翌月から税金がかかりません。

名義変更・住所変更・抹消の登録を忘れずに！

車検証での自動車の名義人に自動車税がかかります。自動車を売ったり、下取りに出したり、廃車する場合などには、必ず運輸支局等で必要な手続きをしてください。この手続きをしないと、いつまでもあなたに自動車税がかかることになります。

○登録に関するお問い合わせ 秋田運輸支局〔登録手続ヘルプデスク TEL 050(5540)2012〕

鉱区税

この税金は、地下の埋蔵鉱物を採掘する権利を与えられていることに対してかかるものです。

納める人

賦課期日(4月1日)現在において県内に所在する鉱区の鉱業権者(試掘権者も含む。)

納める額

鉱 区 の 種 類		納 め る 額
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに……………年200円
	採掘鉱区	〃……………年400円
砂鉱を目的とする鉱区	面積により課税するもの	面積100アールごとに……………年200円
	河床の延長により課税するもの	河床の延長1,000メートルごとに……………年600円
石油や可燃性天然ガスを目的とする鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに……………年200円×2/3
	採掘鉱区	〃……………年400円×2/3

(注) 4月1日以後年度の途中で鉱業権の設定や消滅があった場合には、月割によって納める額を計算します。

申告と納税

◆申告

鉱業権の取得・消滅の日または住所などを変更した日から7日以内に申告しなければなりません。

◆納税

総合県税事務所から送られる納税通知書により5月31日(休日の場合はその翌日)までに納めます。

狩猟税

狩猟税は、狩猟者の登録を受けることによって狩猟できる資格を得ることに対してかかるもので、鳥獣の保護や狩猟に関する費用に充てられる目的税です。

納める人 狩猟者の登録を受ける人

納める額

種 類		納める額
第一種銃猟免許 (空気銃以外の銃器)	県民税の所得割を納める人	16,500円
	県民税の所得割を納めなくてもよい人	11,000円
網猟免許	県民税の所得割を納める人	8,200円
	県民税の所得割を納めなくてもよい人	5,500円
わな猟免許	県民税の所得割を納める人	8,200円
	県民税の所得割を納めなくてもよい人	5,500円
第二種銃猟免許(空気銃)		5,500円

(注1) 他都道府県で狩猟を行う場合には、狩猟を行う都道府県ごとに狩猟税がかかります。

(注2) 県民税の所得割を納めなくてもよい人であっても、同一生計配偶者や扶養親族に該当する人(農林水産業に従事している人を除く。)が納める額は、第一種銃猟免許が16,500円、網猟免許・わな猟免許が8,200円になります。

(注3) 県民税の所得割を納めなくてもよい人は、住所地の市町村が発行するその旨の証明書を提出してください。

非課税・軽減措置

- 1 放鳥獣猟区(秋田県には、現在ありません。)のみに係る狩猟者の登録については、狩猟税は4分の1の額になります。
- 2 放鳥獣猟区にのみ係る登録を受けた人が、放鳥獣猟区以外でも狩猟するための登録を受ける場合は、狩猟税は4分の3の額になります。
- 3 市町村長が任命した対象鳥獣捕獲員が狩猟者の登録を受ける場合は、狩猟税は課税されません。(令和11年3月31日までに受ける登録に限る。)
- 4 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録を受ける場合は、狩猟税は課税されません。(令和11年3月31日までに受ける登録に限る。)
- 5 狩猟者登録を申請した日の前1年以内に、学術研究又は鳥獣の保護・管理のための捕獲等の許可を受けた場合は、狩猟税は2分の1の額になります。(令和11年3月31日までに受ける登録に限る。)

申告と納税 狩猟者の登録を受ける際に、証紙納付書に県の証紙を貼って納めます。

産業廃棄物税

この税金は、産業廃棄物を県内の最終処分場へ搬入する場合にかかるもので、その収入が、産業廃棄物の発生抑制、減量化、そしてリサイクルなどの適正な処理の促進に関する施策の費用に充てられる法定外目的税です。

納める人

最終処分場へ搬入する産業廃棄物を排出した事業者（排出事業者。なお、中間処理業者が介在している場合は、中間処理業者）
（注）最終処分業者（特別徴収義務者）が処分料金と一緒に受け取り、県に納めます。

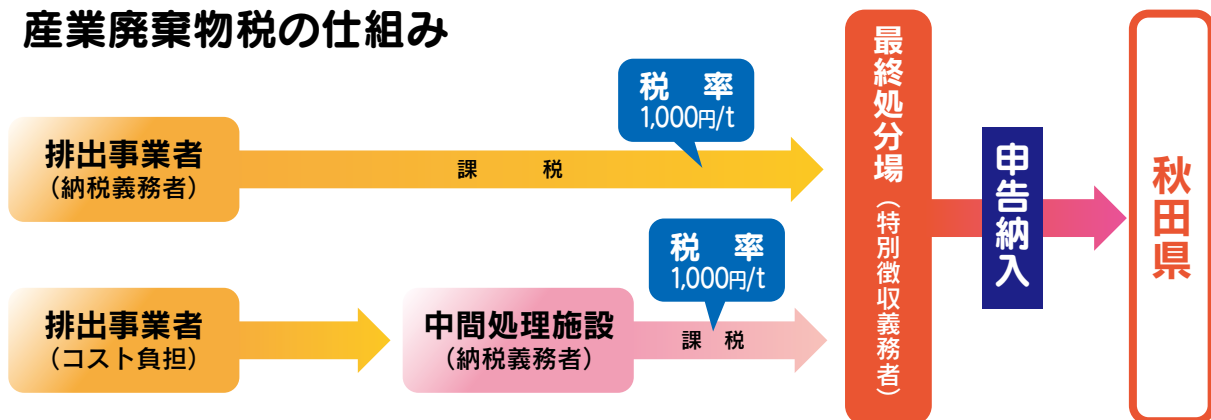
納める額

- 最終処分場に搬入される産業廃棄物1トン……………1,000円
- 所定の埋立区域内に県が設置する最終処分場に搬入する指定副産物である産業廃棄物1トン… 250円

申告と納税

最終処分業者が、毎月末日（休日の場合はその翌日）までに前月受け取った分を申告して納めます（申告納入）。
ただし、最終処分業者が自ら排出し、その管理する最終処分場に搬入する場合は、自己申告により納めます（申告納付）。

産業廃棄物税の仕組み



◆ eLTAX（エルタックス）での申告・申請・届出

秋田県では、地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム「eLTAX」を利用した、インターネットによる電子申告、電子申請・届出の受付を行っています。

eLTAXの特徴

- ・電子申告をはじめeLTAXのサービスは無料で利用できます。
- ・インターネットを利用するため、自宅やオフィスなどから手続きを行うことができます。
- ・複数の都道府県への申告が、1回のデータ送信で行うことができます。

利用対象手続きや利用方法などの詳細は県公式ウェブサイト（コンテンツ番号 11394）でご確認ください。

